

お納 5月31日 知期 限 月の せの
固定資産税・都市計画税…第1期分
軽自動車税……………全期分
納付書裏面に記載の場所で納付してください。
便利な口座振替をご利用ください。



こがねい

こきんちゃん



イベント等の最新情報については、事前に各担当部署や主催者にお問い合わせいただくか、市ホームページをご確認ください。

ホームページ <https://www.city.koganei.lg.jp/>
モバイル(携帯電話)版 <http://www.city.koganei.lg.jp/m/index.html>

高齢者の方に向けた新型コロナワクチンの接種が始まります

問新型コロナウイルス感染症対策小金井市コールセンター (☎042-316-7666、聴覚障がいのある方など=FA042-316-7667)

※土曜・日曜・祝日を含む午前9時～午後5時

落ち着いて、予約を
今回予約できなくても十分な
接種体制を確保しています

5月10日(月)から市内の指定医療機関、5月12日(水)から集団接種会場での接種が始まります。

現在、キャンセル待ちの受け付けを行っているとともに、5月13日からの毎週月曜・木曜日に、追加の予約枠の募集をしていく予定です。かかりつけ医等にもご相談され、順次ご予約ください。

ファイザー社製ワクチンは2回の接種によって効果が得られるとされることから、かかりつけ医等で安心して2回の接種を受けていただくことが極めて重要です。市民の皆さんの冷静なご対応をお願いいたします。

キャンセル待ち・遅刻等の際の連絡先



▷集団接種会場については、コールセンターへ

▷指定医療機関については、各指定医療機関へ

予約に対して遅刻等となる
ときは、必ずご連絡を
無連絡で30分以上遅刻の場合
はキャンセルと見なされます

限られたワクチンを安全に、希望される一人でも多くの方に接種を受けていただくことが大切です。当日に遅刻するまたは接種が受けられなくなった等の場合には、必ずご連絡ください。無連絡で30分以上遅刻された場合にはキャンセルと見なし、キャンセル待ちの方に接種させていただきます。あらかじめご了承ください。

接種券について



接種券の送付対象にもかかわらず、接種券が届かない方や、DV等の事情により接種券を手に入れることが困難な方は、コールセンターへご相談ください。

ひとり親世帯の方へ 子育て世帯生活支援 特別給付金を支給します



高校生相当以下(一定の障害を有する場合は20歳未満)の児童がいるひとり親世帯に対する新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、児童扶養手当受給者および同手当受給者相当の収入状態にある方に対し、臨時・特別の給付金を1回限りで支給します。

※振り込め詐欺や個人情報の詐取にご注意ください。市の職員がATM(銀行・コン

ビニなどの現金自動預け払い機)の操作をお願いすることや、手数料の振り込みをお願いすること、暗証番号を聞き取ることは絶対にありません

- 支給額対象児童1人につき5万円
- 振込先①=児童扶養手当の振込口座、②③=申請時の指定口座
- 問子育て支援課手当助成係(市役所第二庁舎3階☎042-387-9839)

表1

給付区分	申請方法	支給日
①児童扶養手当受給者のうち4月分が全部支給または一部支給停止である方	不要(市から案内を送付します。受給を辞退する方は、受給拒否届出書の提出が必要)	5月10日
②公的年金(遺族年金や障害年金等)受給のため児童扶養手当を受給していない方の令和元(平成31)年中の年金受給額を含む収入額が表2の額未満の方	5月6日(木)～令和4年2月28日(月)に、直接、下記の書類を持参のうえ、子育て支援課手当助成係へ	申請の翌月中旬
③次のいずれにも該当する方 ▷令和元(平成31)年中の所得が児童扶養手当の所得制限限度額以上である等の理由により4月分の同手当を受給していない方 ▷新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和2年2月以降の任意の1か月の収入を12か月換算した額が表2の額未満の方	▷申請者の通帳またはキャッシュカード ▷年金受給中の方は年金決定通知書または年金額改定通知書等年金額が分かる書類 ▷戸籍謄本(児童扶養手当が全部支給停止中の方および児童育成手当受給中の方は除く) ▷③の方は給与明細書ならびに事業収入および不動産収入が分かる帳簿	

表2 児童扶養手当の所得制限限度額に相当する収入額

扶養親族等の人数	申請者本人	孤児等の養育者/2親等以内の同居者(扶養義務者)
0人	3,114,000円	3,725,000円
1人	3,650,000円	4,200,000円
2人	4,125,000円	4,675,000円
3人	4,600,000円	5,150,000円
4人	5,075,000円	5,625,000円
5人	5,550,000円	6,100,000円



出産応援事業 ギフトカードを送付

コロナ禍において子どもを産み育てる家庭を応援・後押しするため、子育て支援サービスや育児用品等を提供する事業を実施します。

■送付時期▷令和3年1月1日～3月31日までの間に出生し、出生日時時点で出生したお子さんを含む住民票が都内にあり、かつ令和3年4月1日時点で小金井市に住民票がある世帯=4月下旬から順次

▷令和3年4月1日～5年3月31日までの間に出生し、出生日時時点で出生したお子さんを含む住民票が小金井市にある世帯=出産後3か月以内順次

問健康課健康係(☎042-321-1240)